

(趣旨)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）における共同研究部門については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 共同研究部門は、本学と民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）が共同で研究するための拠点を本学に設置し、特定の研究分野について一定期間継続的に研究に専念することによって、当該研究分野の高度化及び多様化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究部門 民間機関等との共同研究を実施する上で設置される研究組織であり、民間機関等から受け入れた研究者等雇用経費、研究費、光熱水料、施設使用料その他必要な経費（以下「研究経費」という。）により運営されるものをいう。
- (2) 部局 各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、高等研究院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報統括本部、各学内共同教育研究センター、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、時空量子連携研究機構、学術研究・産学官連携本部、未来社会デザイン統括本部、データ駆動イノベーション推進本部、未来人材育成機構及び推進室等並びに九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号）第2条に規定する各拠点をいう。
- (3) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。
- (4) 部局教員 共同研究部門の運営及び研究業務に従事する者として、共同研究部門を設置する部局に所属する教員のうちから部局長が指名する教員をいう。
- (5) 特定プロジェクト教員 国立大学法人九州大学特定有期教員就業規則（平成18年度九大就規第14号）第3条第2項第1号に定める教員をいう。
- (6) スペース経費 共同研究部門の目的達成のために本学が有するスペースを使用するため、使用面積に応じ民間機関等が負担する使用料金相当額（年額36,000円/m²）をいう。

(名称)

第4条 共同研究部門には、当該共同研究部門における研究の内容を示す名称を付すものとする。

- 2 共同研究部門の名称には、民間機関等からの申出があったときは、民間機関等の名称が明らかとなるような名を前項の名称に付加することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、民間機関等から共同研究部門の設置に係る共同研究の申込みがあったときは、本規則の目的に沿うものであり、かつ、部局の運営上支障がないと認める場合に限り、教授会又は運営委員会等の議を経て、その設置を総長に申請するものとする。

2 前項の申込み及び申請に必要な書類は、別に定める。

(設置の決定)

第6条 産学官連携戦略会議は、共同研究部門の設置について審議し、その結果を総長に報告する。

2 総長は、前項の報告を踏まえ、共同研究部門の設置の可否を決定し、その結果を当該設置の申請を行った部局長へ通知するものとする。

3 部局長は、前項の通知を受けたときは、当該民間機関等にその結果を通知するものとする。

(教育研究評議会への報告)

第7条 総長は、前条の規定により共同研究部門の設置を決定したときは、教育研究評議会に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 総長は、第6条の規定により共同研究部門の設置を決定したときは、民間機関等を相手方として契約を締結するものとする。

2 総長は、前項の規定により契約を締結したときは、当該部局長にその旨を報告するものとする。

(変更の手続)

第9条 共同研究部門の内容を変更しようとする場合の手続方法等については、別に定める。

(存続期間等)

第10条 共同研究部門の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 共同研究部門の存続期間は、更新することができる。

3 前項の更新に係る手続は、設置の例によるものとする。

(共同研究部門の構成等)

第11条 共同研究部門は、少なくとも次に掲げる教員で構成するものとする。

(1) 部局教員 1人以上

(2) 特定プロジェクト教員 1人以上

2 前項の規定にかかわらず、部局長が共同研究部門の運営上特に支障がないと認める場合には、特定プロジェクト教員に代えて本学の教授、准教授、講師又は助教と同等の研究能力を有する学術研究員とすることができる。

3 共同研究部門には、九州大学共同研究等規則（平成16年度九大規則第94号。以下「共同研究等規則」という。）第3条第9号に規定する民間等共同研究員を受け入れることができる。

(部門長)

第12条 共同研究部門に部門長を置き、前条第1項第1号に規定する部局教員のうちから、部局長が指名する者をもって充てる。ただし、部局長が共同研究部門の運営上特に支障がないと認める場合には、前条第1項第2号に規定する特定プロジェクト教員又は前条第2項に規定する学術研究員のうちから、部局長が指名する者をもって充てることができる。

2 部門長は、当該共同研究部門の業務を掌理する。

(特定プロジェクト教員の選考等)

第13条 特定プロジェクト教員の選考等は、九州大学教員の人員配置及び選考に関する規程（平成16年度九大規程第32号）に定めるところによる。

(共同研究部門の管理運営及び研究マネジメント等)

第14条 部門長は、共同研究部門の円滑な管理運営及び研究マネジメント等に努めるものとする。

2 学術研究・産学官連携本部は、共同研究部門の設置に係る各種事前調整、管理運営及び研究マネジメント等業務について、民間機関等が希望する場合には、当該共同研究部門を支援することができるものとし、当該管理運営及び研究マネジメント等業務に係る経費は、次条第2項の間接経費をもって充てるものとする。

(研究経費等)

第15条 共同研究部門は、共同研究部門の円滑な業務遂行のために、原則として本学内に専用スペースを置くものとし、本学の施設及び設備を利用することができるものとする。

2 民間機関等は、共同研究部門の直接経費、知的貢献費、間接経費及びスペース経費を負担するものとする。

3 前項の知的貢献費、間接経費、スペース経費の額及び取扱い等については、別に定める。

4 研究経費の具体的項目等については、第8条に規定する契約書により定めるものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、共同研究部門の運営に当たり必要となる研究経費は、民間機関等が負担するものを除き当該共同研究部門を設置する部局が負担するものとする。

(知的財産の取扱い)

第16条 共同研究部門における共同研究の実施により創出された知的財産の取扱いは、九州大学知的財産取扱規則（平成16年度九大規則第93号）に規定するもののほか、本学と民間機関等の協議に基づく別の定めによる。

(共同研究等規則の準用)

第17条 この規則に定めるもののほか、共同研究部門で実施する共同研究の取扱いについては、共同研究等規則の規定による。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、共同研究部門に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第51号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第87号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規則第25号)

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第132号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第60号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第31号)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第60号)

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第79号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規則第32号)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規則第53号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規則第126号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規則第 号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年度九大規則第3号)

1 この規則は、令和6年5月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に行われている改正前の九州大学共同研究部門規則第6条第3項に基づき令和6年4月30日以前に設置の決定の通知があった共同研究部門については、この規則施行後も、改正後の九州大学共同部門規則第3条、第11条、第12条、第15条及び第18条の規定については、な

お従前の例によることができる。

附 則（令和6年度九大規則第57号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年度九大規則第16号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和7年度九大規則第42号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。